

高等教育の修学支援新制度について (給付奨学金+入学金・授業料等減免(多子世帯支援))

【補足説明資料】

京都精華大学
KYOTO SEIKA UNIVERSITY

The screenshot shows the official website of the Ministry of Education, Science and Technology. The page is titled "高等教育の修学支援新制度" (Higher Education Support New System) and features a yellow background with illustrations of students. The main text reads "学びたい気持ちを応援します" (We support your desire to learn). Below this, it specifies "高等教育の修学支援新制度 (授業料等減免と給付型奨学金)" and mentions that support for universities, private universities, and higher vocational schools will start in April 2022. The page also includes a search bar and navigation links.

0 どのような制度？



「高等教育の修学支援新制度」は修学意欲がありながらも経済的な理由により進学が困難な学生の経済的軽減を目的とした国による支援制度として2020年4月から始まり、2024年4月からは中間層世帯への支援拡充（第Ⅳ区分新設）、2025年4月からは多子世帯への支援が拡充されました。

- ① 給付奨学金（毎月、学生本人名義の銀行口座に振込みされる、返還不要の奨学金）
- ② 授業料・入学金の減免

家計収入の基準ごとに定められた「支援区分」（第Ⅰ～Ⅳ区分）によって給付奨学金の月額や授業料の減免額が決定し、①と②の支援を同時に受けることができます。「多子世帯」に該当する場合は家計基準に関係なく、②の支援が上限額で受けることができます。（給付奨学金の月額や授業料減免額については次頁をご参照ください。）

（学業基準と資産基準）

学業基準	資産基準			
	多子世帯以外		多子世帯	
一定以上の学力があること、あるいは学修計画書にて学修意欲があることが確認できること。	給付奨学金	授業料等減免	給付奨学金	授業料等減免
	5,000万円未満	5,000万円未満	5,000万円未満	3億円未満

※「支援区分」は毎年10月に最新の住民税情報に基づいて再判定されます。（「適格認定（家計）」といいます）



1 「授業料・入学金減免額」と「給付奨学金額」

単位：円

年収目安 [減免・給付額]		授業料等減免		給付型奨学金			授業料減免 (入学金除く) + 給付型奨学金 (年額)	
		授業料減免 (年額)	入学金減免 (入学時一回のみ)	給付額		自宅	自宅外	
				自宅	自宅外			
約270万円 以下	第Ⅰ区分	700,000	200,000	月額 (年額)	38,300 (459,600)	75,800 (909,600)	1,159,600	1,609,600
	第Ⅰ区分 (多子世帯)							
約300万円 以下	第Ⅱ区分	466,700	133,400	月額 (年額)	25,600 (307,200)	50,600 (607,200)	773,900	1,073,900
	第Ⅱ区分 (多子世帯)	700,000	200,000				1,007,200	1,307,200
約380万円 以下	第Ⅲ区分	233,400	66,700	月額 (年額)	12,800 (153,600)	25,300 (303,600)	387,000	537,000
	第Ⅲ区分 (多子世帯)	700,000	200,000				853,600	1,003,600
約600万円 以下	第Ⅳ区分 (多子世帯)	700,000	200,000	月額 (年額)	9,600 (115,200)	19,000 (228,000)	815,200	928,000
	第Ⅳ区分 (理工農系)	233,400	66,700				給付奨学金対象外	
約600万円 超	多子世帯	700,000	200,000	給付奨学金対象外		700,000		

※年収は、両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる

※多子世帯：生計維持者が扶養する子どもの数が3人以上の世帯

※理工農系支援：デザイン学部プロダクトデザイン学科もしくは建築学科在籍者が対象

【ご注意】

- 支援区分に該当し且つ多子世帯の方は「給付奨学金」と「授業料減免」の支援が受けられます。
- 家計基準により各支援区分に該当しない多子世帯の方は「授業料減免」のみ支援が受けられます。
- 入学金減免は入学時の一次採用で申込みもしくは高校時の予約採用で申込みをされた場合のみ支援が受けられます。



2 -1 多子世帯と判定されるためには？（支援区分決定の仕組み）

2025年4月から始まった「多子世帯支援」を受けるためには、給付奨学金の申込みをして、「多子世帯」区分に判定される必要があります。

- 多子世帯●（①～③全てに該当する必要があります。）
 - ①対象年度の住民税情報において、生計維持者（原則、父母）が扶養している子どもの数が3人以上
 - ②対象年度の住民税情報において、奨学生本人が生計維持者に扶養されている
 - ③奨学金の申込時や在籍報告時に申告する、生計維持者が扶養する子どもの数を奨学生本人を含めて3人以上としている
- 支援区分の見直し●（「適格認定（家計）」と言います。）

支援区分は毎年10月に再判定がされます。
多子世帯区分についても同様に毎年10月に再判定がされます。

日本学生支援機構は多子世帯であるかどうかや支援区分を判定する時、マイナンバーを通じて、奨学生本人・生計維持者の直近の「住民税情報」に基づいて判定をします。

※マイナポータルや課税証明書等で住民税情報を確認し、扶養状況等の申告間違いがないか事前に確認することをおすすめします。
扶養状況等に修正が必要な場合はお住まいの市役所（区役所）の住民税係へお問い合わせください。

	決定される支援区分対象期間	判定基準となる住民税情報
2026年度予約採用候補者 (2025年度に高校等で申込者)	2026年4月～2026年9月	2025年度住民税情報 (2024年1月～12月の収入・2024年12月31日時点の扶養状況)
2026年度一次採用決定者		
2026年度二次採用決定者	2026年10月～2027年9月	2026年度住民税情報 (2025年1月～12月の収入・2025年12月31日時点の扶養状況)
2026年度適格認定（家計）	2026年10月～2027年9月	2026年度住民税情報 (2025年1月～12月の収入・2025年12月31日時点の扶養状況)
2027年度適格認定（家計）	2027年10月～2028年9月	2027年度住民税情報 (2026年1月～12月の収入・2026年12月31日時点の扶養状況)



2 -2 アルバイト収入要件（扶養要件）の変更（緩和）について

● 税法上の「扶養の壁」が103万円から160万円へ（学生世代（19歳以上23歳未満）の方） ●

令和7年（2025年）税制改正に伴い、大学生世代（19歳以上23歳未満）については年収160万円以下（※）であれば多子世帯のための子どもの数にカウントされるようになります。

（18歳未満、23歳以上の子は年収123万円以下であれば多子世帯のための子どもの数にカウントされます。）

● いつの分から？ ●

判定対象となる収入

⇒ 2025年1月～12月の収入

適用される次期

⇒ 2026年度二次採用（秋採用）および2026年度適格認定（家計）

※年収160万円は給与収入の場合です。

フードデリバリー配達員など、個人事業主としての収入（事業所得）の場合は、95万円以下が基準となります。

※奨学生本人の収入（所得）は、支援区分を決定する際の家計基準に含まれるのでご注意ください。

※2026年度一次採用（春採用）は2024年1月～12月の収入で判定し、年収103万円以下の方が扶養対象となります。

「多子世帯の大学等授業料等無償化」の要件とアルバイト収入の関係		別紙2
令和7年度から開始した「多子世帯の大学等授業料等無償化」は、これまで、アルバイト等の年収が103万円以下の方を、多子世帯の子供としてカウントしていたところ、いわゆる「103万円の壁」を見直し令和7年度税制改正を踏まえ、大学生年代（19歳以上23歳未満）の方については、年収160万円以下であれば、多子世帯の子供としてカウントすることとしました。 ※以下は、令和8年10月分の判定から適用されますが、当該月分の判定は令和7年1月～12月分の収入状況等により行われます。		
令和7年12月31日時点の年齢	扶養する子供にカウントされる年収	
23歳以上	123万円以下	
19歳以上23歳未満	160万円以下	
19歳未満	123万円以下	

具体例	アルバイト収入の額 0円	
 大学生（令和7年12月31日時点で20歳）	160万円以下であれば、扶養する子供にカウント※	160万円 対象外
★低所得者世帯として、給付型奨学金の支援を受ける方については、年収が160万円以下であっても、当該年収の額に応じて支援額が減少する場合があります。		
 高校生（令和7年12月31日時点で16歳）	123万円以下であれば、扶養する子供にカウント	123万円 対象外
 高校生（令和7年12月31日時点で15歳）		

※上記の年収は給与収入の額であり、フードデリバリー配達員など個人事業主の事業所得の場合は、95万円以下となります。

（参考）文科省資料抜粋

※ポイント

扶養する大学生世代（19歳以上23歳未満）の子どもの年収が123万円超～160万円以下であり、多子世帯のための子どもの数にカウントされる条件として、扶養している生計維持者がその子について「特定親族特別控除」を受けている必要があります。

（「特定親族特別控除」と「特定扶養親族控除」とは別の制度です。詳しくはお住まいの市役所（区役所）の住民税係にお問い合わせください。）



2 -3 「新たに生まれた子等」の加算について

先述のとおり、支援区分（多子世帯）については対象年度の住民税情報を基にして決定されますが、住民税情報の確定後に新たに生まれた子等がいる場合や、生計維持者の死別や離婚、暴力等からの避難等の事由があり、扶養の事実があるにもかかわらず住民税情報では確認できない子であって、生計維持者と生計を一にしていると認められる場合、所定の手続きをすることにより、多子世帯の判定に使う「子ども」の数に加算することができます。

●「新たに生まれた子等」の条件●

「新たに生まれた子等」として申告できる対象者は、いずれも基準日の翌日以降の対象期間に、以下①～④に該当するものに限られます。

- ①出生した生計維持者の実子
- ②委託された生計維持者の里子
- ③生計維持者と特別養子縁組をした子
- ④生計維持者と生計を一にしていると認められる者（※）
※生計維持者の死別や離婚、暴力等からの避難等の事由があり、扶養の事実があるにもかかわらず住民税情報では確認できない子であって、生計維持者と生計を一にしていると認められる場合

申込回	基準日	対象期間	手続き
2026年度予約採用候補者	2024年12月31日	2025年1月1日～2026年3月31日	手続きを希望される方は、事前に学生支援チームへご相談ください。
2026年度一次採用申込者			
2027年度二次採用申込者	2025年12月31日	2026年1月1日～2026年8月31日	
2026年度適格認定（家計）	2025年12月31日	2026年1月1日～2026年8月31日	

3 その他留意事項



● 第一種貸与奨学金と併用する場合 ●

修学支援新制度（給付奨学金・授業料等減免）は貸与奨学金との併用が可能です。

しかし、無利子の第一種貸与奨学金との併用の場合、給付奨学金の支援区分によっては第一種貸与奨学金の月額が調整されて停止（0円）となったり、減額される場合があります。（「併給調整」と言います。）お申込みの際には、何の奨学金を申し込むかを十分に検討するようにしましょう。

なお、有利子の第二種貸与奨学金との併用の場合、併給調整はありません。

● 多子世帯支援は従来からの給付奨学金制度です ●

多子世帯支援も従来からある給付奨学金制度の区分の1つです。

貸与奨学金と同様に毎年度末に適格認定（学業）が実施され、次年度も支援が受けられるかどうかの判定がされます。

● 人文学部入学試験成績優秀特待生・芸術学部入学試験成績優秀特待生・SEIKA AWARD奨学生の方へ ●

入学金や授業料が全額免除されている方は、修学支援新制度の入学金・授業料減免の対象とはなりません。

支援区分によっては「給付奨学金」（毎月受けられる奨学金）の支援を受けることができます。

給付奨学金の「予約採用候補者」となっている方や、「給付奨学金を受けたい方」はお申込み忘れのないようご注意ください。